

## 審査事務規程の一部改正について（第40次改正）

### I. 改正概要

#### 1. 自動車の検査等関係

- (1) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）等の一部改正に伴う改正

○ 燃料タンクの注入口等から排気管開口部までの距離の基準を削除します。[7-23、7-25]

#### 2. 自動車の型式の指定等関係

- (1) 細目告示等の一部改正に伴う改正

○ 試験規程（TRIAS）の新規追加及び一部改正を行います。[別添1]

① 細目告示に新たに採択された協定規則に対応したTRIASの新規追加（1項目）

ア TRIAS 46(2)-R160-01 事故情報計測・記録装置試験（協定規則第160号）

② 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（9項目）

ア TRIAS 09-R141-02 タイヤ空気圧監視装置試験（協定規則第141号）

イ TRIAS 09-R142-02 自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験（協定規則第142号）

ウ TRIAS 11-R079-03 かじ取装置試験（協定規則第79号）

エ TRIAS 12-R152-02 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第152号）

オ TRIAS 17(2)R100(1)-02 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第100号）（車両）

カ TRIAS 17(2)R100(2)-02 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第100号）（単品）

キ TRIAS 22(3)-R016(3)-04 座席ベルト試験（協定規則第16号（リマインダ））

ク TRIAS 30-R041-03 二輪自動車の騒音試験（協定規則第41号）

ケ TRIAS 48-R157-01 自動車線維持システム試験（協定規則第157号）

### II. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年9月30日国土交通省令第59号）[2.（1）①ア]
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年9月30日国土交通省告示第1294号）[1.（1）、2.（1）②ア～カ、ク、ケ]
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年12月25日国土交通省告示第1577号）[2.（1）②キ]

### III. 施行日

令和3年9月30日